

平成 22 年 10 月 27 日

水道施設工事等指名業者各位

津山市水道事業管理者

指名競争入札における棄権（無断欠席）について

このことについて、最近指名競争入札において無断で応札を行わない業者の方が見受けられます。無断で応札を行なわなかった場合、「津山市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」第 7 条（注意等）別表第 2 の嚴重注意措置要件（1）「錯誤等により、入札に参加しなかったとき。」に該当し処分の対象となります。（通常、1 箇月間の指名保留）

指名通知があった際には、入札日をよく確認していただき、応札忘れのないよう注意してください。

なお、指名保留の期間の取扱いについて、現行では処分の対象となった入札（開札日）後の直近の指名委員会の日から 1 箇月間を指名保留期間としていましたが、平成 22 年 10 月 27 日以降の開札については、開札日の翌週の月曜日から 1 箇月間を指名保留の期間とするよう改めます。